



平成 30 年 9 月 3 日

総務大臣
野田 聖子 様

日本聴覚障害公務員会
会長 廣瀬美貴

聴覚障害公務員の研修及び情報保障に関する要望について

記

1 聴覚障害のある職員の採用後の会議や研修における情報保障を合理的配慮として必ず実施するよう、各自治体に通知してください。

<説明>

障害者の雇用の促進等に関する法律第 36 条の 3 において、事業主(地方自治体も含む)は、障害者である労働者について、能力の有効な発揮の支障になっている事情の改善を講じるとともに、障害の特性に配慮した必要な措置を講じることが規定されています。また、地方公務員法第 39 条では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定めています。

当会が実施した上記の調査では回答があった 600 人のうち、情報を得る手段として口話(補聴器・人工内耳併用)を希望している職員は 160 人で、それ以外の職員は手話通訳や要約筆記などを望んでいました。一方、係会議や研修に関しては、300 人以上の職員から、「情報保障が行われていない」との声が寄せられています。このように会議や研修の際に、聴覚障害公務員が希望する情報保障が実施されていないという状況が浮かびあがり、聴覚障害職員のために必要な情報保障の提供の措置を講じておらず、また能力発揮のための適切な研修や会議の環境も整えていない自治体が少なからずあるということが明らかになっています。(参考:報告書 p10 Q6)

各自治体が障害のない職員と聴覚障害公務員との均等な待遇の確保を図るとともに、聴覚障害公務員が持てる能力を最大限に発揮し、ひいては住民サービスをの提供を円滑に遂行できるように、職場環境を改善するための措置を講ずるよう、貴省から各自治体に通知してください。

2 聴覚障害公務員の雇用実態を明らかにすると共に、積極的な採用を促してください。

<理由>

厚生労働省が実施する障害者雇用実態調査では、障害者雇用は着実に進展しているとのことですが、当会の上記の調査では、都道府県における聴覚障害公務員の数は 10 年前と比較して明らかに減少しています。

(参考 報告書 p6 表 4)

厚生労働省の障害者雇用実態調査では身体障害者が一括りに公表されるため、その中の聴覚障害者の割合が把握できません。公務員の障害種別の雇用率を公表すると共に、多様な障害者を雇用するよう、厚生労働省及び各自治体へ働きかけてください。

3 職員採用試験における介助者に関する受験資格の撤廃をお願いします。

<理由>

前回の総務省面談[2009(平成 21)年 2 月 13 日]時に示しました[平成 17 年に 4 7 都道府県人事担当課に対して実施した聴覚障害公務員の雇用等に関する実態調査。(別 添資料あり)]では採用試験時の受験資格として「介助者なしで~の業務を遂行できること」というような要件を設定している都道府県がほとんどでした(設定していなかったのは北海道と大阪府のみ)。これに基づき「介助を要しないで職務遂行ができる者」を採用しているとして、手話通訳者や要約筆記者等の情報保障者も介助者とみなし、会議・研修時等における聴覚障害公務員への情報保障に取り組んでいない自治体も見受けられました。

また、2016 年 8 月に行った上述のアンケート調査においても殆どの自治体で同様の受検資格要件設定していました(参考 報告書 p24 Q9)。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 5 条の「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」の趣旨も踏まえ、貴省から職員採用試験時の「介助者不要」要件の撤廃を各自治体へ通知してください。



4 全国聴覚障害公務員研修討論集会への支援をお願いします。

(1) 貴省による当会への後援名義の付与をお願いします。

〈説明〉

各自治体では、聴覚障害公務員に特化した研修(情報保障が充実、または手話で対応している等)が少ないため、これに代わるものとして、当会が主催する全国聴覚障害公務員 研修討論集会(以下「全国集会」)を各自治体にも活用いただきたいと思います。

今年開催するこの全国集会(2018年11月17-18日、長野県松本市)では、手話を広める知事の会・全国手話言語市区長会からも後援をいただく予定です。より多くの聴覚障害職員が参加できるようにするため、貴省にも是非後援をいただきますようお願いいたします。

(2) 貴省から各都道府県へ全国集会の開催を通知してください。

〈理由〉

聴覚障害公務員が複数採用されている自治体は極めて少ない状況です(参考 報告書 p4 Q1)。全国集会は聴覚障害公務員が他の自治体で働く聴覚障害公務員と共に研修に参加し、共に研鑽することで、聴覚障害職員に特化した職場研修の代替となるものと考えます。一方で聴覚障害者を雇用していない自治体もまだ多数あり、各自治体の人事担当課 職員の参加を促し、障害者雇用を促進するという観点からも、各自治体へのこの全国集会の周知は有意義であると考えます(参考 報告書 P18 Q6)。

より多くの聴覚障害公務員に参加を促すため、貴省から各都道府県を通じ、全自治体に この全国集会開催について通知してください。

(3) 集会への参加に特別の措置を講ずるよう、各自治体に通知してください。

〈理由〉

上述のように、同じ障害者が一同に会し研修を行うことは当事者の情報・意見交換のためにも必要なことと考えられます。また、各自治体の聴覚障害を持つ公務員に対して意義ある研修として、これへの参加については、公費出張扱いもしくは職務に専念する義務の特例(専免)等、特別の措置を講じるよう併せて通知を願います。

※「報告書」「地方自治体における聴覚に障害のある職員の雇用等 に関する実態調査 報告書」

以上